

4 在籍専従

職員は、職員団体の業務に専ら従事することができないこととされていますが、例外的に、登録職員団体の役員に限って、所轄庁の長の許可を得た場合は、職員団体の業務に専ら従事することができます（在籍専従）。

在籍専従の期間	職員の在籍期間を通じて7年に限られています。
身分的取扱い	休職者として取り扱われます。（休職者は、国家公務員としての身分を保有しますが、職務に従事しません。）
給与の取扱い	全ての給与が支給されません。

5 短期従事

職員は、登録された職員団体の役員等として所轄庁の長の許可を受けた場合は、勤務時間中に当該職員団体の業務に従事することができます（短期従事）。

短期従事の期間	1日又は1時間を単位として、1年（暦年）を通じて30日に限られています。
給与の取扱い	短期従事の許可を受けて職務に従事しなかった期間は、給与が減額されます。